

○奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成8年3月12日

条例第3号

改正 平成8年12月17日条例第19号

(目的)

第1条 土砂等による土地の埋立て、盛土及び切土行為について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図り、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て等に利用される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土若しくは切土行為をいう。
- (3) 工事 事業に係る工事をいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する区域をいう。
- (5) 事業主 事業に係る土地の所有者又は事業に係る土地について事業を施行する権利を有する者をいう。
- (6) 工事施行者 工事の請負契約の請負人をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次に掲げる事業について適用する。ただし、奥多摩町長（以下「町長」という。）が必要と認める事業については、この限りでない。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上の事業（事業区域の面積が500平方メートル未満の事業で、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の場合には、当該事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となるものを含む。）
- (2) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる事業

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び工事施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当

たり、住民の良好な生活環境と安全を確保するため、万全な措置を講じなければならない。

- 2 事業主等は、事業を施行するに当り、あらかじめ当該事業の施行に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当らなければならない。

(事業の許可)

第5条 事業主は、事業を施行しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付すことができる。

(事業の変更)

第6条 許可を受けた事業主は、事業の変更をしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

第7条 町長は、許可の申請があった場合においては、その申請に係る事業の計画及び施行方法について、次の各号に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川及び水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
- (2) 事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置が講じられていること。
- (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚染、土壌汚染その他の公害の発生防止について必要な措置が講じられていること。
- (4) いつ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置が講じられていること。

- 2 前項に規定する措置に係る施行基準（以下「施行基準」という。）は、規則で定める。

(許可の譲渡の禁止)

第8条 許可を受けた事業主は、当該許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

(名義貸しの禁止)

第9条 許可を受けた事業主は、自己の名義をもって、第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第10条 許可を受けた事業主について相続又は合併があった場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、既に許可を受けた事業主の地位を承継する。

2 事業主の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 町長は、事業主が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、又は第8条若しくは第9条の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(工事施行者の届出)

第12条 許可を受けた事業主は、自らその工事を施行するとき、又は工事施行者を定めたときは、当該工事の着手前に、その旨を町長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第13条 許可を受けた事業主は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、変更の日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(工事の施行)

第14条 事業主等は、施行基準に従い、事業を行わなければならない。

(標識の設置)

第15条 許可を受けた事業主は、事業の施行期間中、標識を当該事業区域の見やすい場所に設置しなければならない。

(改善勧告)

第16条 町長は、許可を受けた事業主等が許可又は当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、当該許可を受けた事業主等に対し、施行の停止を命じ、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第17条 町長は、許可を受けた事業主等が勧告に従わないときは、当該許可を受けた事業主等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第18条 町長は、事業主が許可を受けず、又は許可を受けた事業主等が改善命令に従わ

ずに工事を施行しているときは、当該事業主又は許可を受けた事業主等に対し、当該工事の施行の停止を命ずることができる。

(原状回復等の命令)

第19条 町長は、事業主又は許可を受けた事業主等が停止命令に従わないとき、又は特に必要があると認められるときは、当該事業主又は許可を受けた事業主等に対し、原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事業の完了)

第20条 許可を受けた事業主は、事業が完了したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは事業が施行基準に適合するか否かを確認し、適合しないと認めるときは、許可を受けた事業主等に対し、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の中止及び廃止)

第21条 許可を受けた事業主は、許可を受けた事業を中止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(報告の徴収)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主又は許可を受けた事業主等に対し、工事の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主又は許可を受けた事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第24条 町長は、事業主又は許可を受けた事業主等がこの条例の規定による命令に違反し、生活環境の保全又は災害の防止を図るうえで重大な支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(罰則)

第25条 次の各号に該当する者は、6か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 事業の許可又は事業の変更の許可を受けず行った者
- (2) 改善命令、停止命令、原状回復の命令、事業の完了の規定による命令に違反した者

2 次の各号に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 標識の設置の規定に違反して標識の設置をしない者
- (2) 事業の完了、事業の中止及び廃止、報告の徴収の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、虚偽の答弁をした者

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成8年12月17日条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。